

基準指数表

令和5年度八潮市保育所入所選考基準

【基準指数及び調整指数は、入所申込締切日を基準とする。】

番号	保育にあたる保護者の状況		指数	採点		認定期間			
	類型	細目		母	父				
①	就 労	外 勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20		（事由継続で就学前まで） 最長3年間			
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19					
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18					
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16					
		自 営	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18					
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17					
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16					
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14					
内 職	上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	14							
	上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	12							
	1日8時間以上、月収5万円以上の就労を常態	11							
		1日4時間以上、月収3万円以上の就労を常態	9						
②	不 存 在	死亡、離別、行方不明、拘禁	20						
③	母の出産・ 疾 病 障 が い	出 産	出産予定月前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで	20		左記期間内			
		疾 病	自 宅 内 療 養	常時病臥・感染症	20		（事由継続で就学前まで） 最長3年間		
				精神性 精神障害者保健福祉手帳1～3級	20				
			一般療養	上記以外の程度	17				
			医師が1ヶ月以上安静を要すると診断した場合（常時病臥を除く）	17					
		障 が い	身体障害者手帳1・2級（視覚障害の場合1～3級）、埼玉県発行の療育手帳○A～B	20					
			身体障害者手帳3級、埼玉県発行の療育手帳Cを所持する者または同程度と判断できる者	18					
				身体障害者手帳4級以下、または同程度と判断でき、保育にあたること ができないと認められる者	12				
		④	病人の 看護等	自 宅 外	週5日以上日中週30時間以上（重度心身障がい者等）の介護を常態	20			3か月※ 最長3年間 （事由継続で就学前まで）
					週5日以上日中週20時間以上の介護を常態	18			
週4日以上日中週16時間以上の介護を常態	16								
自 宅 内	上記以外の介護を常態（入所した場合、別途就労等が必要）			4					
	全介護を必要とする場合（重度身障者、要介護認定3,4,5）			20					
	一部介護を必要とする場合（要介護認定1,2）			17					
		支援を必要とする場合（要支援）	15						
		上記以外で必要とする場合（入所した場合、別途就労等が必要）	4		3か月※				
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たる場合	20			最長3年間 （事由継続で就学前まで）			
⑥	求 職	内 定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	12		3か月※			
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	11					
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	10					
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	9					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8					
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	9					
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	10					
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	10					
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	9					
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	8					
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	7					
		上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	6						
		上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	5						
		未 定 求職中（就労先未定）	4						
⑦	就 学 等	就学・技能習得のため、外出を常態	番号1に準ずる			在学期間内			
		就学・技能習得が内定している場合	番号6に準ずる			3か月※			
⑧	虐待・DV等	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20			最長3年間 （事由継続で就学前まで）			
⑨	そ の 他	①～⑨の類型に最も近いと思われる指数で決定する	番号1～9に準ずる						

- ・ 父母それぞれの指数を合算して世帯の指数を決定し、ひとり親世帯のときは20を加えて指数を決定する。
- ・ 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし休憩時間は含む。
- ・ 保育にあたる保護者の状況が2つ以上ある場合は、高い方の指数を決定する。
- ・ 期限内に保育の必要性を証明する書類等の必要書類の提出がない場合は、求職中（就労先未定）の指数を決定する。
- ・ 就労状況については、契約上の勤務日数だけではなく、実績も含めて、指数を決定する。
- ・ 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は、契約上の勤務時間（育児短時間取得前の勤務時間）で指数を決定する。
- ・ 就労等の形態が上記の項目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目に当てはめ、決定する。
- ・ 求職活動（内定・未定）・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

利用調整指数が同点の場合の優先順位 ※優先順位は項番1を1番高い優先度とし、以下番号順に2, 3, 4・・・9の順番とする。

項番	内容
1	八潮市在住者（転入予定者含む）
2	同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3	基準指数が高い世帯
4	同世帯に障がい者がいる世帯
5	兄弟姉妹が（多胎児含む）が同一の保育所等を利用希望の場合又は保育所等に入所しており、同じ保育所等になる場合 （兄弟姉妹の入所申込状況を総合的に考慮）
6	育児休業明けで職場復帰する場合
7	保護者の勤務時間が長い場合
8	保護者の勤務先が市外の場合
9	令和4年度（利用者負担額切替後は令和5年度）市民税所得割の低い世帯（同額の場合は、収入の低い世帯優先）

調整指数表

調整指数の加算は、基準指数に対して行い、保護者からの申請に基づき、条件を確認できる書類を提出された場合に適用する。

項目	番号	条件	指数	採点		
				母	父	
加算指数	個人加算	就労状況	1 市外の認可保育施設又は認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士(保育教諭)として月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合※1	2		
			2 市内の認可保育施設又は認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士(保育教諭)として月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合※1	20		
		家庭状況	3 同居者なしの母子(または父子)世帯で、就労(または就学・技能習得)を継続しているかまたは内定している場合	5		
	4 保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時時点で保育所等に在園している場合や出産要件での入所申込の場合を除く) ※2		1			
	5 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合		5			
	6 父母のひとりが不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合		10			
	7 父母の両方が不存在(死亡、行方不明など)の場合		12			
	8 父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合		3			
	9 子ども(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合(3人を超える場合は、1人に対し1点加算)		1			
	障がい	10 祖父母が同居していない、もしくは同居しているが就労、疾病、介護対象者等である場合(証明書等が必要)	1			
		11 保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Bの1つに該当する場合※3	3			
		12 保護者が視聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合※3	2			
		13 保護者が常時病臥、精神的、感染症で居宅療養している場合※3	2			
	世帯加算	14 同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Cを持っている者がいる世帯(保護者及び入所申込児童は除く)	1			
		児童の状況	15 兄弟姉妹が保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)、認定こども園(教育認定)・幼稚園(就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る)、認可保育施設に併設する認可外保育施設に在園している場合(新年度選考時は、卒園予定児を除く)又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合 ※3	2		
			16 多胎児が同時に申込をしている場合※3	4		
			17 兄弟姉妹が別施設のため同一施設に移行するために転所希望をする場合※3	5		
		18 地域型保育または2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合※3	20			
		19 認可外保育施設(幼稚園等含む)に就労等保育認定で月64時間以上の預託をしている場合 (育児休業取得中の場合は対象外)	3			
		20 認可外保育施設(幼稚園等含む)に就労等保育認定で月64時間以上の預託をしている場合 (育児休業取得中の場合は対象外)	1			
	21 転入に伴い、市外認可保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定に限る)を退所して、市内認可保育所等に転所を希望する場合 ※ただし、転入前の保育所等の継続利用を希望する場合は適用しない	3				
減算指数	個人減算	就労 22 就労実績が1か月に満たない場合(就労実績未記入の場合を含む) ※ただし、従前の勤務実績(2か月以内)があり、就労状況が継続していると判断できる場合には適用しない(証明書等が必要)	▲2			
		辞退 23 保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)の入所承諾後に入所申請を取下げた場合又は入所承諾を辞退した場合 ※取下げ、辞退をした年度の末まで適用	▲2			
	世帯減算	育児休業 24 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる	▲40			
		同居祖父母等 25 同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)	▲10			
		滞納	26 在園児または卒園児が3か月以上保育料を滞納している場合	▲5		
			27 在園児または卒園児が6か月以上保育料を滞納している場合	▲10		
			28 保育料の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	▲20		
		広域入所 29 市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市内の場合 ※4	▲5			
		30 市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市外の場合 ※4	▲15			
		その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)等の特殊事情			

※1 番号1、2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。

※2 育児・介護休業法に基づく育児休業が加点対象となります。

※3 番号11～14、15～17、17～18、19～20は、それぞれ重複して加算しないものとする。

※4 転入予定者とは

入所希望月の前月末日までに八潮市へ転入していること。

ただし、毎年4月入所に限り、**自己の責めに帰さない事由により**、4月中の転入となってしまう場合は、転入予定者として扱う。

(不動産売買契約書等の、不動産の引渡し日・転入日がわかる書類が必要)

■利用調整指数について(例)

- 父が月20日以上1日8時間以上の就労をしている場合……基準指数20
- 母が月16日以上1日6時間以上の就労をしている場合……基準指数16
- 祖父母が同居していない場合……調整指数 1
- 兄弟姉妹が保育所に在園している場合……調整指数 2

$$\text{基準指数} + \text{調整指数} = \text{合計指数(試算)}$$

$$20 + 16 + 1 + 2 = 39 \text{点となります。}$$

※調整指数の減点により、利用調整指数がマイナスとなる場合につきましては、0点とする。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合には、利用調整が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。